

研究倫理規程に対する違反行為への調査および処分に関する規程

2018年5月27日施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程第16条に基づき、一般社団法人日本社会福祉学会会員（以下、会員とする）による研究活動において、研究倫理に違反する行為があった場合の調査や処分等に関する手続きを定めることにより、会員による研究倫理違反行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「対象会員」とは、会員のうち第3条に基づく申し立てを受けた会員及び第10条に基づく処分の対象となる会員をいう。

2 この規程において、「学会活動」とは、学会誌に掲載された論文、学会が主催する大会などでの研究発表等による研究活動をいう。

3 この規程において、「違反行為」とは、会員の学会活動における一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程に違反した行為をいう。

(違反行為の疑いの申し立て)

第3条 違反行為を発見した者、又は違反行為の疑いがあると認めた者は、会長に申し立てを行うことができる。

2 前項の申し立てを行う者は、原則として顕名により、申立書（別紙様式第1）を学会事務局に提出する。

3 第1項の申し立てがあった場合、会長はすみやかに一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会とする）に対し、調査の実施を指示しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず匿名による申し立てがあった場合、その取り扱いは会長が判断するものとする。会長は、必要に応じて、匿名の申し立てに関する予備調査を研究倫理委員会に指示することができる。

(申し立て人の範囲)

第4条 第3条第1項に基づく申し立てを行うことができるのは、次の各号に定める者とする。

(1) 会員

(2) 非会員のうち、会員の学会活動により権利侵害を受けた者

(調査の実施)

第5条 研究倫理委員会は、第3条第3項に基づく指示を受けた場合、申し立ての内容を審査し、当該行為が研究倫理違反に当たるかどうかを判断するための調査を行う。

2 前項に基づく調査を行うにあたっては、必要に応じて臨時の調査委員を加えることができる。

3 研究倫理委員会は、調査終了後、すみやかに会長に調査報告書を提出するものとする。

4 研究倫理委員会及び臨時の調査委員は、調査の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査の方法)

第6条 研究倫理委員会は、第5条第1項に基づく調査を行うにあたり、対象会員に対して申し立てがある旨を通知し、申し立ての内容に関する対象会員への聞き取りを行うものとする。

(申し立て人の保護)

第7条 会長および研究倫理委員会は、申し立て人が、申し立てを理由として不利益を受けることがないように、十分に配慮しなければならない。

(虚偽の申し立て)

第8条 会長は、悪意により虚偽の申し立てを行った者に対して、適切な措置をとるとともに、その氏名を公表するものとする。

(研究倫理違反行為に対する処分)

第9条 第5条に基づく調査の結果、当該行為が違反行為であると認定された場合、会長は、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 前項に基づく報告を受け、理事会が当該違反行為を重大であると認定した場合、会長は、対象会員に対して、書面で嚴重注意をすることができる。

3 理事会が当該違反行為を重大かつ対象会員の故意または重過失によるものと認定した場合、会長は、処分を決定した日から1年以内の期間において、以下の各号の受理や派遣を対象会員に対して行わないとすることができる。この処分をした場合は、対象会員に書面で通知する。

(1) 学会大会における発表の受理

(2) 学会誌への投稿の受理

(3) その他、学会が主催・共催する研究活動への派遣

4 第5条に基づく調査の過程で、違反行為の証拠隠滅又は調査妨害があった場合、会長は、理事会の議を経て前2項の処分を行うことができる。

(学会活動以外での研究倫理違反行為に対する処分)

第10条 学会活動以外の研究活動において、会員による重大な研究倫理違反があったと理事会が認定した場合、会長は、第9条に準じた処分を行うことができる。

(不服申し立て)

第11条 会長は、第9条及び第10条に基づく処分を行おうとする場合、対象会員に対してその旨を通知しなければならない。

2 前項に基づく通知を受けた対象会員は、理事会が定めた期間内に、不服申し立てを行うこ

とができる。

(処分の公表)

第12条 会長は、第9条及び第10条に基づく処分をした場合、すべての会員に研究倫理に関する注意を喚起するために、処分内容を学会ホームページで公表する。ただし、対象会員の氏名は公表しない。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、2018年5月27日より施行する。